

イヤです 非通 戦信



発行:2008・5/12
第10号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と
共に闘う会

連絡先: 大阪市中央区内淡路町1-3-11
シティコープ 上町402市民共同ハウス SORA内
アクセス: 06-7777-4925

http://www.geocities.jp/yasukuni_no/

第9回 弁論

肉親の死を「殉国精神を宣揚普及」に利用され続ける理不尽!

《吉岡 奈保子》

2008年4月15日、靖国イヤです訴訟の第九回口頭弁論が大阪地裁で行なわれました。

映画『靖国YASUKUNI』の上映を巡って予断を許さない緊張した状況の中で行われた裁判ですが、特に街宣車が詰めかけてくるといった事態もなく、春の暖かな日の中、いつもと同じように粛々と傍聴券の抽選が行われました。しかしながら、もちろんのこと傍聴者の間でこの映画についての関心は深く、抽選を待つ間に映画の話題があちこちで聞こえてきました。(大阪では第七芸術劇場で上映予定です。全国の上映詳細については P8 を参照ください。)

さて、今回の法廷では、原告側からは、靖国神社の合祀が加害行為であることを述べた第18準備書面が、被告＝国からは、靖国神社に戦没者の氏名等を教えたのは行政サービスに過ぎないとする第4準備書面が提出されました。

原告は口頭での陳述をし、被告はいつものように単に書類を提出するだけで「陳述」したという形をとりました。

靖国神社はなぜ、申請も承諾もなく、原告らの親族を勝手に合祀するのでしょうか。そして、合祀を取り消すよう請求を受けてもこれを拒否するのでしょうか。今回の書面は、靖国神社のそうした行為が加害行為であるということを、合祀の具体的内容、実態の側面

から明らかにするものです。

靖国神社は原告らの合祀取り消し請求を拒否する理由として、次のような事柄を挙げています。まず「国難に際して身を挺し公のために殉ぜられた方々ばかりを祭神として合祀していること」、その合祀は「明治天皇の聖旨」に基づき「事前に遺族の承諾を得て祀ることはない」ということ、そして、国事に殉じた人々に感謝し敬慕することは「大方の日本人の伝統的信念」であるということでした。

「明治天皇の聖旨」なるものが現在も引き継がれていることにも驚かされますが、その文言がまた「内外の荒ぶる寇等を討罰め、服わぬ人を言和し…」といった記紀の「神武東征」を想起させるものになっています。大和の先住者を虐殺して自らの支配を築いたことを誇る神武伝説と明治以来の植民地獲得戦争の正当化とが、まさにぴたりと重なります。

靖国神社が合祀している「戦没者」とは、このような戦争のために「命を捧げた」と靖国神社が認定した者であって、戦争が原因で死没したすべての人々を指す用語ではありません。そこは靖国神社自身が厳密に定義し、厳しい選定基準をおいていたところですが、そうして選ばれた「戦没者」を国家の「神」として公に祀ることが、靖国神社合祀の目的であって、そこに靖国神社の「公共性・国家性」の強い自負、ないし主張の根源があるといえます。だからこそ、合祀の取り消しを請求する原告に対して、自分たちのやっていることは「大方の日本人の伝統的信念」にかなう

ことであり、言い換えれば、原告らは「大方の日本人」ではないのだという傲慢な態度をとることができるのでしょうか。

以上のように、靖国神社は、戦没者を国家の神として「公おおやけに祀る」ことで、「殉国精神を宣揚普及」することを目的としているわけですが、これが日本国憲法の平和主義の精神と政教分離原則とまったく相容れないものであることは言うまでもありません。

靖国神社が合祀に際して必要とする「氏名等」とは、「戦没者の氏名、階級、所属部隊、死没年月日、戦病死等の死亡原因の区別、死没場所、死没時本籍、および遺族の氏名、続柄・所在」といった非常に子細に渡る個人情報です。戦後一宗教法人となったはずの靖国神社が単独でこうした個人情報を200万人分以上も集めることはできませんでした。前回の法廷で明らかになったように、国が全面的な支援をしていたからこそ可能だったのです。

靖国神社がおこなう合祀祭は、戦後も「創立以来の伝統」を受け継ぎ、基本的には変わっていません。神道に基づくこの荘重な儀式は、現在も「殉国精神の宣揚普及」のためのデモンストレーションとしておこなわれ続けています。原告らはこのような儀式に自分の肉親が利用されることを我慢するよう強いられているのです。

今日も続く大規模な臨時大祭や例大祭が靖国神社でおこなわれるようになったのは、日清戦争後のことでした。

1895年11月14日、福沢諭吉の主催する新聞「時事新報」に、「いつまた戦争が起こるかもしれない情勢下では、以後の戦争を戦い抜くには死を厭わずに戦う精神をもった兵士が必要である。そのためには最高の榮譽を戦死者とその遺族に与え、国のために戦場で命を落とすことこそが最高の幸福であるとの感情を植え付けなければ、次の戦争で国家のために命を捨てて戦う兵士を調達することはできない。その最高の榮譽を与える方策とは、首都東京に全国から戦没者の遺族を招待

して、天皇自らが祭主となって戦没者の功績を褒め讃え、その魂を顕彰する勅語を下すことである。そうすれば、遺族は感涙にむせんで家族の戦死を喜ぶようになり、それに共感した一般国民は、戦争となれば天皇と国家のために死ぬことを自ら希望するようになるだろう」という主張の論説が掲載されました。

この論説が発表されてから約1ヶ月後、まるでこの論説の訴えに応えるかのように、日清戦争の臨時大祭がおこなわれたのでした。

ちなみに、この「時事新報」では、この同じ時期に、台湾の人々を「無知蒙昧の蛮民」と呼び、日本の支配に抵抗する人々に対して「兵力を以て容赦なく掃蕩を行ひ、葉を枯らし根を絶ちて一切の醜類を撲滅」することが呼びかけられていました。福沢諭吉という人物は明治を代表する知識人といわれますが、まさに国家と軍の意図を民の側から代弁するという役割を巧みに果たしていることがわかります。

荘重な靖国神社の合祀祭は、まさに「時事新報」の主張通りの効果をもたらしました。1939年の『主婦の友』に掲載された「母一人子一人の愛児を御国に捧げた誉の母の感涙座談会」では、幼いときから苦勞して育てた一人息子の戦死を「有り難うて有り難うて」「うちの子はほんとうにしあわせ者だ」と母親たちが口々に言いあっているのです。一人息子を失った悲しみを喜びに転化させる…、まさしく高橋哲哉氏が『靖国問題』で述べた「感情の錬金術」です。

戦前の国定教科書では、靖国神社を称揚し、「ここにまつてある人々にならって、君のため国のためにつくさなければなりません。」と、合祀された人々にならって、国のために死を厭わず尽くすことが奨励されています。

戦後も、1960年頃から15年間にわたって展開された靖国神社国家護持法案制定の動きや、首相による公式参拝の定着化に向けた執拗な試みが繰り返される中で、「殉国精神」の普及活動が行われてきています。

この準備書面では、「さすがに公教育においては行われていない」と述べられています

が、それを復活させようとする試みが、つい最近登場してきました。

3月27日、渡海文科相が「靖国神社への児童の参拝の禁止」通達(1949年)は「既に失効している」と明言したのです。

自民党の衛藤議員は「戦没者追悼の中心的施設の靖国神社に学校として訪問し、わが国の戦没者追悼のあり方を児童生徒が知る機会を奪われてきたのは、大変な損失だった」と述べ、これに対して渡海文科相は「通達は戦後の特殊な状況下で作成されたもので、現在において靖国神社などを他の神社と異なる扱いにする理由はない」と述べました。さらに、学校で靖国神社など特定の宗教的施設について批判的な授業を行うことについても、「国立学校は宗教に対する援助や圧迫などに当たる活動は禁止されている」として、「差別的な扱いは解釈を押し付けることになり、好ましくない」との認識を示しました。

これらはまさにこの裁判で問題になっている内容です。靖国神社が一般の宗教施設ではなく、国家と一体となって戦争を遂行してきた軍事施設であったからこそ、特別に厳しい政教分離の対象とされたのです。しかも、国家と靖国神社とは、戦後から現在に至るまで緊密な結びつきを保っています。これこそ糾弾されなければならないことなのに、それを公然化させ、正当化させようとしているのです。

靖国賛美の教育が復活する可能性はあながち杞憂とはいえません。この裁判を通じて明らかになった事柄は、教育における反動化に抗するためにも、広く流布していくことが必要になってくるでしょう。

さて、靖国神社の行為が原告らへの加害行為となるのは、祀る対象が原告の親族、肉親だからです。物体や神話・歴史上の人物を祀ることについて、どうこう言っているのではありません。原告と緊密な人格の結びつきをもった人々だからです。

ここでは、個人の人格権がどれほど尊重されるのかどうか問われています。日本国憲法で最も根本的な原理として謳われている「個

人の尊重」。しかし、今日の日本では、はっきり言って、まだまだ絵に描いた餅でしかありません。「政教分離」や「信教の自由」は、それを具体的実現させるための突破口なのです。以上



沖縄の弁護団の一員としても活躍されている丹羽雅雄弁護士から「なぜ、沖縄で、靖国神社合祀取消訴訟を闘うのか」というテーマで報告がありました。簡単にその要旨をお伝えしておきます。

①沖縄・靖国神社合祀取消訴訟は、日本軍による住民への加害という側面も含む沖縄戦の実相が、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の沖縄への拡大適用によって捏造・幻化され、日本国家と共同した靖国神社の無断合祀によって「天皇制国家に殉じた英霊」として顕彰する「靖国思想」に取り込まれ、靖国思想の流布・宣伝に利用されている現実と原告らの被害を問う訴訟である。それは、現代の「有事法制」下における「国内戦」をも前提とした「軍官民一体化」への再構築と「歴史の捏造・修正主義」の動向に対峙し、憲法9条に表現される「反戦・平和主義」を具体化し実践する訴訟でもある。

②50年代、60年代は、住民被害者の国家賠償、国家補償の願いが「援護法」の枠内に取り込まれ、沖縄戦の実相が「靖国思想」の中に捏造・幻化される過程であったが、「沖縄県史」(1969年以降)の聞き取り調査により、住民の視点からの「沖縄戦体験記録」が編集され、「反靖国の視点」による沖縄戦認識が共有されるようになった。

沖縄・靖国神社合祀取消訴訟は、戦後日本国家による「援護法制」(経済)と「靖国神社合祀」(精神)による沖縄戦の実相の捏造・幻化、戦争責任、戦後責任の封印と対峙し、現代の「歴史修正主義」と「有事法体制」構築の動向と対決して、「命どう宝」に表現される「反戦・平和」社会の実現をアジアと世界に向けて創造する実践訴訟でもある。

以上

4月15日、第9回弁論

傍聴記

菊地 早苗

明るく晴れ上がった4月15日、第9回弁論を傍聴しました。映画「靖国」上映の相次ぐ中止を受けて、逆に上映を決定する映画館が、各地で名乗りを挙げていた時だったので、私も足取り明るく地裁に向かいました。被告側傍聴人もさぞや動員をかけてきていることだろうと思いきや、いつもよりもぐっと少なく、なんだか肩透かしをくらったようでした。こちらを刺激して、ますます元気づかせてはまづいとでもいうようです。さらには被告側弁護人もいつもの半分以下で、何やらしょぼくれた感じです。やはり数はものを言いますね。これからもバンバン傍聴に行きましょう。

さて今回は、靖国がどういう場所なのか、合祀がなぜに原告たちの人権侵害になるのかを、新井弁護士が明らかにされました。なかでも圧巻は合祀の効果でした。「戦死者を靖国で盛大に祀り、天皇が参拝することで、最高の榮譽を与えれば、人々は喜んで死んでいくし、遺族の嘆き悲しみは、幸福感へと転化する」。このカラクリは、画策した側の言葉を目の当たりにすると、なお一層、底知れないおぞましさです。「母一人子一人の愛児を御国に捧げた誉れの母の感涙座談会」を引用され、「ありがたい、もったいない」と心底から繰り返す母親たちの言葉を紹介されたところでは、倒錯感に目が回るような思いでした。遺族は二重に踏みにじられています。一度は、近親者が侵略戦争で戦死したことで。二度は、このような洗脳によって、当たり前の感情をねじ曲げられ人間性を歪めてしまうことで。新井弁護士の弁論を聞きながら、高金素梅さんの言葉を思い出していました。台湾原住民は、日本の侵略によって暴虐の限り

を尽くされただけでなく、植民地にされたあとは、日本の軍人軍属として、日本の侵略戦争にかりだされて、二重の屈辱をうけているのだと言われました。もとより台湾原住民と日本人を比較して物言うことはできませんが、人を、人の心を支配するやり方は、万国共通だと思いました。今なお大勢の人々が、この魔術に捕らわれています。呪文はいたるところにはり巡らされていて、たぶんわたしもいろんなところで虜になっていることを思わずにはいられません。

母の兄二人が戦死していますが、わたしにとってはこの二人は伯父にあたります。触れることも、声を聞くことも叶わなかった二人ですが、もしも生きて帰っていたら、今何を言ってくれるだろうと、切実に声を聞きたいと思うのです。あの時代、わたしならどうしていただろうという想像は、当然ながら今わたしはどうするかに繋がります。死んでいった人々、生き抜いてきた人々に思いを寄せることは、自分の身を手元に引き寄せて見直すことに外ならないと、この日の弁論を聞きながら、あらためて思ったのでした。

やっと上映！是非見て下さい

映画『靖国YASUKUNI』
— 大阪・第七芸術劇場 —
(<http://www.nanagei.com/index.html>)
5/10～5/16 9:30 11:55 (2回上映)
5/17～5/23 8:30 10:55 13:20 (3回上映)

全国上映も決まっています
東京・シネ・アミューズ (5月10日から)
シネカノン (5月10日から)
シネマアンジェリカ (5月17日から)
山口・テアトル徳山 (5月17日から)
広島・広島シネツイン新天地 (5月24日から)
京都・京都シネマ (6月7日から)
新潟・シネ・ウインド (6月7日から)
群馬・シネマテークたかさき (7月12日から)
沖縄・桜坂劇場 (7月12日から)

その他全国13館が上映調整中です

『靖国』の公式サイト

(<http://www.yasukuni-movie.com/>)

第一審、今後の予定

証人尋問が終われば、いよいよ第一審の最終弁論、結審です。おおよそ以下の通りで進行していく予定です。

◆次回6月10日 次々回9月4日

この2日で、原告全員に対する本人尋問（主尋問と反対尋問）が行われます。

◆また、原告側としては『靖国問題』の著者、高橋哲哉さんを証人として申請しています。採用されれば次々回9月4日（木）午後からになります。

◆両日の尋問が終わった後は一回か二回の最終弁論で結審。現在の裁判官構成で、年度内（来年3月まで）判決の予定です。いよいよです。気を抜かず、最後までしっかりと日本の司法の良心を見届けましょう。最後の仕上げです。圧倒的傍聴を！

6月10日（火）の日程

目安の時間帯	証人	尋問担当
11:00～	菅原龍憲	大川 一夫
11:30～12:00	西山誠一	中島光孝
13:30～	古野竹則	井上二郎
14:00～	富樫行慶	和田義之
14:30～	古川佳子	加島 宏
15:00～15:30	吉田文枝	丹羽雅雄

9月4日（木）の日程

目安の時間帯	証人	尋問担当
11:00～	西山俊彦	加島 宏
11:30～12:00	釈氏政昭	大橋さゆり
13:30～	松岡 勲	康 由美
14:00～15:30	高橋哲哉	新井邦弘

6/10 次回第10回弁論予定

いよいよ証人尋問です

2008年

6月10日（火）午前11時～17時

（お昼は約一時間の休憩です、傍聴の交代はここで出来ます）

内容：①準備書面19が提出されます。（靖国神社に合祀されることによって、それぞれの原告がどのような被害を被るのか）

②原告6名の証人尋問（順番は右一覧を参照ください）

9/4 次次回第11回弁論予定

証人尋問

2008年

9月4日（木）午前11時～17時

午前は原告本人尋問

午後は学者証人として、高橋哲也さんへの尋問予定です

6/10、9/4 とも裁判後集会はなしです

両日ともまる一日の尋問、傍聴で、原告も傍聴者もおそらく「ぐったり！」お疲れだろうとの予想で、集会は行いません。弁論後は裁判所裏駐車場付近で簡単な事務連絡、まとめだけ行います。

（裁判所の警備員に叱られながら・・・）

新しい会員のみなさん、ようこそ！未永く。

おたより

会員・支援のみなさん、力強いメッセージ・カンパありがとうございます。

《2月》

◆古川さんに励まされています。孤立をおそれず、自らの志を貫くことを導かれています。みなさまのご健闘のみ祈ります。（誠にささやかな一灯です）（箕面 A.H）

◆古川様へ宜しく（東京 O.M）



《3月》

◆2年前の夏は支援者、気がつけば原告になっていました。この変化に我ながら驚きます。もう証人尋問ですが、がんばります！（大阪 M.I）

◆川柳・軍事力よりも九条・国交省道路は続くよ甘い汁・人の道にもはずれ旅費のまるがかえ・国民から血税たかる49兆（河内長野 K.E）

◆いつもご苦勞様です。退職の身一口で恐縮ですが、よろしく（都城市 K.T）

◆通信受け取りました。いろいろ教えて頂いてありがとうございます（新潟 S.K）

◆侵略の先兵にでもなりたい？のやら3兆円

もの思いやり予算でプール付きの億ションを無償提供、片や福祉一切切り捨てはをうばかり「自殺支援法」に続き「高齢者早く消えよ法」一体戦後の長きを平和を切望してきた私たちは何（東京 S.M）

◆勝手に“お国のために死んだ”として祀られては困ります。具体的活動にはなかなか参加できませんが、応援しています（東村山 J.S）

◆「新編靖国神社問題資料集」たる宝の山。解明でき痛快です。大変ありがとうございます。ご苦労さまでした。あちら側もグーの根が出ぬ！これからも、体に気をつけてがんばってください（豊中 H.H）

◆いつも事務局の皆様にはお世話かけます。これからも共に歩みたいと思っています（大阪 H.H）

◆傍聴できずにおりますが、心から支援いたします。頑張ってくださいますように（吹田 T.K）

◆15年戦争植民地支配での内外の多大な犠牲に応える道は、憲法19条、20条をしっかり政府に守らせ、9条実現への道を歩ませることと思います。戦前の神社強制参拝は多数の殉教者をだしたすさまじい罪悪でした。決してその道を進ませてはなりません。（堺 YA）

◆ただ応援のしるしまで（大阪 F.K）

◆なかなか傍聴に行けませんが、いつも注目しています。今後ともよろしく願います（東京 I.A）

《4月》

◆いつもご苦労様です。一つ一つこつこつと、着実に前進させていく取組に頭が下がります（大阪 Y.S）

◆「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにする」ために、靖国史観を再び我が子、孫に強制されないようにしましょう（箕面 M.T）

◆先月出稼ぎに行っていた関東地方で、大阪・十三の第七芸術劇場を高く評価するニュース報道があって、いささか痛快でした。というのは、無論李麗監督の映画「靖国」。それにしても「日教組お断り」のプリンスホテル新高輪といい、「靖国」中止の映画館といい、

ちゅうもんが無いんかいねえ。4月になって「靖国」上映希望が東京の一館を含めて全国で21映画館になっているらしくて、安堵しています。カンパ送ります。（大阪 M.T）

◆裁判を通して広く「靖国」について“世間のひとたち”に考えさせる機会になるでしょう。良き外野席の応援団として大きな声を上げていきます（京都 K.L）

◆知れば知るほど恐ろしいヤスクニ。私たちが押し去って仕立て、敵を殺せというのが、いやだと言うならお前を殺すという。この殺気をはらんで、それがふくらみ続けていく先に、それを繰り返せば必ずそうなるハルマゲドンが待ちかまえている。そうならないために憲法があるのだが（京都 K.A）

沖縄・靖国神社合祀取消訴訟

第一回弁論

日時：6月17日 1時30分～

場所：那覇地裁

提訴はさる 3/19 ◆訴訟概要は◆原告5名、被告は靖国神社及び国◆請求の趣旨①各自10万円の支払②◆戦没者欄の氏名を霊簿、祭神簿、祭神名票から抹消請求③仮執行宣言

この頃沖縄に行かれることがありましたら是非傍聴を！

第20回自衛官合祀拒否訴訟

最高裁不当判決抗議集会

第21回政教分離訴訟全国交流集会

—記—

日時：2008年6月1日～2日

基調講演：「中谷訴訟とその今日的意義」

講師：小池健治さん

場所：山口県労働者福祉文化中央会館

詳細問い合わせ

「合祀いやです」少数者の人権を求める会

電話：083-972-2169

同封の署名是非ご協力を！5月末日までに直接

山口市小郡下郷 857 日本キリスト教団小郡教会まで郵送下さい